

議題の内容説明

(1) 基本理念・基本方針について

それでは資料1 第3章庁舎整備の基本方針につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、当委員会では、事務局が示しました基本理念・基本方針(案)に対しまして、委員の方々から「富田林らしさや地域性が感じられない」、「富田林らしい庁舎の実現性を基本方針の一番目に設定すべき」などのご意見をいただいております。これらのご意見を受けまして、事務局で再度検討を行い、ワークショップで頂きましたキーワード等も考慮しつつ、この度、5つの案をお示しいたします。資料1がその修正(案)になります。恐れ入りますが1ページをご覧ください。

修正案では、(1)の「検討の前提」に、庁舎整備を進める上で軸となる基本理念・基本方針を決めるための観点として、昨年に庁内検討会議がまとめました「今後の市庁舎に求められるもの」や、「現庁舎が抱える課題」、また、市民アンケートや市民ワークショップの意見で多かった項目などから「市民等利用者ニーズ・意識の反映」や、「本市の目指す将来像の視点」を基に、市の個性や富田林らしさを活かしたま

ちづくりにつながる庁舎整備の基本理念・基本方針を設定するとして
おります。

2 ページから 6 ページにかけて事務局の案をページごとに記載し
ております。

5 つの案とも、冒頭に記載しています富田林市の自然環境や歴史な
どの特長や人口減少などの課題の文章の部分は共通しています。じな
いまちの写真と石川の桜の写真の下に記載している文章が、それぞれ
の基本理念に繋がる文章となります。先日、開催いたしました庁内検
討委員会において、この基本理念（案）について、様々な意見がござ
いました。その意見は、それぞれの基本理念の右横に、記載しており
ます。また、基本理念の下に記載しています 5 つの基本方針について
も、5 つの基本理念（案）に共通した文言となっております。それで
は、5 つの基本理念を紹介いたします。

案 1 の基本理念は、「人・歴史・自然がつながる富田林のゲートウェイ」
この案の特徴は、富田林市の自然や歴史などの魅力を発信する富田林
市の玄関口という意味で、「ゲートウェイ」をいう言葉を使っている点
です。

案 2 は、「人・歴史・自然がつながる富田林シティホール」

この案の特徴は、多くの人と情報がつながり、庁舎が新たに町の中心

となるよう、英語で「市役所」「市庁舎」を意味する「シティーホール」という言葉を使っている点です。

案3が、「人・自然・歴史を次世代につなぐ富田林の創生拠点」

この案の特徴は、次世代のために、あらゆる世代の市民が、この地に愛着と誇りを感じることもできる、まちづくりの拠点とすることを「創生拠点」という言葉を使って表現している点です。

案4が、「富田林の歴史・自然をあしたへつむぐみんなの居場所となる庁舎」

この案の特徴は、“つなぐ”という言葉よりも、さらに結束が強いイメージを持つ“つむぐ”という言葉を使い、人と人とのつながりをつくる「みんなの居場所」となることを表現している点です。

案5が、「歴史と自然に恵まれた富田林～人とまちが元気になる明日の創生拠点～」です。

この案の特徴は、市民が一丸となって、元気あふれるまちづくりに取り組む拠点としての新庁舎とすることを表現している点です。

この5つの案に対しまして、先日、開催いたしました庁内検討委員会にて頂いたご意見を別紙にまとめております。

本日は、これらの基本理念（案）から、最もよいと思う案と、その次に良いと思う案を選んでいただきます。

7ページに移りまして「2 庁舎整備の必要機能」についてです。

ここでは庁舎整備の基本理念及び基本方針を実現するために求められる必要機能や具体的な方策を記載しております。この部分については5つの基本理念（案）に共通した部分となります。修正前の基本方針1『災害に強く安心・安全な庁舎づくり』及び基本方針4『市民のつながりや交流を生む庁舎づくり』は、策定委員会で「どこにでもある表現」とご指摘を受けておりましたので、2つの基本方針を整理し直し、基本方針1を「わがまち富田林・まちづくりの顔となる ～市民が誇りを持ち、ひとつとなる庁舎～」とし、より富田林らしさを感じられる表現に変更しました。また、修正前は意味合いが似通っているとご意見を頂いておりました、基本方針2『すべての人にわかりやすくやさしい庁舎づくり』と、基本方針3『機能的で使いやすい庁舎づくり』を、基本方針3『すべての人にやさしい～分かりやすく、使いやすい庁舎～』にまとめました。さらに、修正前の基本方針5は『環境に配慮した庁舎づくり』でしたが、「自然環境への配慮の意義が薄れている」との意見を受けまして、基本方針4として『自然環境に呼応する～立地に見合った環境配慮庁舎～』という表現に変更しております。その他の基本方針の表現も再度見直し、修正しております。

「(1) 基本理念・基本方針について」については以上です。

(2) 策定委員会のご意見を踏まえた庁舎整備基本計画（検討案）の整理について

それでは、資料2「第2回富田林市庁舎整備基本計画策定委員会の主な意見と基本計画への反映」をご覧ください。

この資料2は第2回策定委員会で基本計画（検討案）に対し、頂いたご意見を項目ごとにまとめたものです。これらのご意見を受けまして、資料3の冊子、「庁舎整備基本計画（検討案）」（以下「検討案」と言います。）へ、文章の修正や追加を行い反映させております。緑色の文字で示しているのが、修正箇所となっております。それでは、検討案へどのように反映したのか、ご説明いたします。

表の左の「基本計画検討案の項目」の一番上、「上位計画」については、「富田林市交通等バリアフリー基本構想も上位・関連計画に記載すべき」とのご意見を受けまして、検討案の3ページに関連計画として『富田林市交通等バリアフリー基本構想』を追記いたしました。

その下の「現庁舎の現状と課題」については、『ユニバーサルデザインは、ありとあらゆる全ての人々が快適に利用できるようなものという概念であり、それを表現する方が良いのでは』とのご意見があり、（検討案）の9ページ「(5) 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応」の文章の中に「全ての人々が快適に使うことがで

きる」と追記しております。また、『SDG s（持続可能な開発目標）の方が大枠の概念であるため、LGBT との表記の順序を検討しては』との意見に対しましては、（検討案）の12ページの「（8）まちづくりの拠点としての課題」の部分で記載しておりました順序について、SDG sを先に表記しております。

次にその下の「基本理念と基本方針」と、その下の「基本方針」については、先ほどの「1 基本理念・基本方針（案）について」の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

続いて、その裏面「必要機能」については、『地域間の連携や市民同士の交流を更に促進する機能が必要ではないか』とのご意見に対しまして、検討案17ページに記載の基本方針1「わがまち富田林・まちづくりの顔となる」の序文の部分に「地域間の連携や市民同士の交流など、一体感のあるまちづくりに取り組むことができる」と追記、また、18ページの「◆市民交流スペース」の説明文章に「市民交流促進の観点から」と追記し、「◆市民協働スペース」の説明文章に、「市民及び行政が協働できるスペースを確保します。」と追記いたしました。また、『市の魅力や施策情報をもっと気軽に知る機能や、市内在住者に対しても市の良さをもっと知ることが出来る機能、定住化を促進するような仕掛けがあると良いのでは』とのご意見に対しましては、

(検討案) 17ページの「◆情報提供機能」の文章に、「移住・定住につながる情報など市内外問わずすべての来庁者が」と追記いたしました。また、「ワンストップ窓口の導入」や、「電気自動車充電設備について」も、ご意見を頂きましたので、(検討案)の21ページの「◆窓口の集約配置と待合スペース」に「ワンストップ窓口等の導入に向けた検討」を追記し、24ページの「◆来庁者用駐車場」に、「電気自動車充電設備の設置の検討」を追記しております。

また、委員の方々から個別で頂いたご意見や事務局で気が付いたところについても今回修正しております。

「(2) 策定委員会のご意見を踏まえた庁舎整備基本計画(検討案)の整理について」は以上です。

(3) 庁舎規模及び整備場所について

それでは、庁舎整備の必要規模から説明させていただきますので資料4をご覧ください。

先ず1ページからです。庁舎規模の算定についてですが、将来の人口減少に伴い職員数の削減が考えられますが、今後の行政需要の変化や市民ニーズの多様化に対応できる具体的な職員数につきましては、現時点では予測が困難なため、今回整備する庁舎につきましては、現地点で入居対象となる組織、職員が収容可能な規模が必要であることから、現在の職員、議員数をもとに設定することとしております。

なお、将来、人口減少に伴う職員数の減少により余剰スペースが生じる場合に、本市の公共施設等の機能の導入が可能となるよう、用途が変更しやすい建物構造を検討いたします。

2ページをご覧ください。庁舎の規模については、庁舎整備の際に庁舎規模の設定に用いられる旧総務省基準の起債対象事業費算定基準に基づいて算出しております。Step1では、職員数（556人）と議員数（18人）からA執務室、B倉庫、C会議室・便所等、D玄関・広間・廊下・階段等、E議会関係諸室の各面積を算出しております。その下のStep2では、外部団体・委託職員（43人）からA〳執務面積とD〳玄関・広間・廊下・階段等の面積のみを算出し、step1と2

を合わせた、庁舎の必要とされる延床面積は、15,000㎡となります。この15,000㎡に、次の3ページに記載しております市民アンケートや市民ワークショップで要望が多かった市民交流・多目的スペースや、キッズコーナー、授乳室、書庫、更衣室等の付加機能面積の合計、1,500㎡を加えると、庁舎の全体面積は16,500㎡となります。

続いて4ページをご覧ください。「コンパクト化を目指した規模検討」に移ります。当計画の基本方針5で設定しております『将来を見据え次の世代へ～変化に対応できるコンパクトな庁舎～』を目指すため、先ほど起債対象事業費算定基準で算出したStep1のA執務室面積5,522㎡とStep2のA'執務室面積1,944㎡を加えた5,716㎡を職員556人と委託職員等の43人を加えた599人で割り、職員一人当たりの面積を算出いたしますと、その面積は約9.5㎡となります。人口減少に伴う職員数の減少を考慮するため、職場のレイアウトなどを工夫することで、一人当たり約10パーセント削減し、一人あたりの面積を8.5㎡に抑えることで、1,000㎡の削減を図り、庁舎の必要とされる延床面積を14,000㎡といたしました。その結果、5ページに記載しておりますように、庁舎の全体面積を、この14,000㎡と、先ほどの付加機能面積1,500㎡を加えた

15,500㎡といたしました。

次に、6ページをご覧ください。「他市事例との比較」ですが、上の図表は、近年の庁舎整備で行政規模が近い自治体の事例で、下の図表は関西圏の整備を進める自治体の事例です。先程、算出しました全体面積15,500㎡は、上の図表から比較しましても、職員一人当たりの面積は平均を下回っていることや、下の図表と比較しても、同じく職員一人当たりの面積は、平均を下回っていることから、本市が設定する規模はコンパクト化が図られた面積と考えおります。

次に、7ページに移ります。駐車場につきましても「広くしてほしい」などのご意見を多く頂いておりますことから、駐車場等の規模について検討いたしました。現在の駐車台数は第1、第2、南側駐車場を合わせて113台です。8ページに移りまして、駐車場の規模を人口規模から必要台数を算出する計算方法で記載しております。その結果、人口規模からの必要台数は、ページの下に記載していますように145台となります。また、9ページでは、申告や転入・転出などで来庁者が多い1月から4月の利用状況から必要台数を算出しております。その結果、実際の利用状況からの必要台数は同じくページの下に記載していますように155台となります。

基本方針1の必要機能として記載していますように、今後、市庁舎

に市民の方々が交流・協働できる場を確保するのなら、駐車場の規模は利用状況から算出した台数である155台分は必要と考えております。次のページの10ページには、近年整備予定の近隣自治体の庁舎における来庁者用駐車場計画台数を記載しております。ご覧のように、他市の駐車台数と比較しても、本市が設定する155台は妥当と考えられますことから、来庁者用の駐車場の規模は155台を確保することといたしました。

次の、11ページでは、公用車駐車場と駐輪場の規模について検討しておりますが、記載のとおり、現状の台数と同程度の規模を設けることとしております。

資料4の庁舎の規模については以上となります。

続きまして、資料5をご覧ください。『第4章 庁舎整備の場所』です。初めに「検討の前提」について説明いたします。

市庁舎を起点として「まち」がつくられることから、今後の住みよいまちづくりを推進するうえで、庁舎の整備場所は重要な要素であると考えております。本計画の基本理念や基本方針にある必要機能・具体的な方策の内容を実現できるような場所を選定するため、ここでは、防災性や市民の利便性、整備の実現性やスケジュール、財政面への配

慮とともに、まちづくりの観点を十分考慮し、検討を行います。

庁舎の場所については、昨年度の庁舎耐震化庁内検討会議報告書は、庁舎機能の一部移転の可能性についても触れておりましたが、一部移転を行うことで庁舎機能が分散してしまい、市民の利便性への対応が難しいことなどが考えられるため、今回の庁舎整備においては「庁舎機能の一部移転」は考慮しないことを前提といたします。

そして、整備場所における候補地の要件としましては、点線・四角で囲んだ部分ですが、現庁舎と同規模程度の一定の敷地面積が必要であることや、庁舎整備のスケジュールを考えると市街地で一定規模の未利用地が無いことから、市有地であることを候補地の要件といたします。

2 ページに移りまして、先ほどの要件を踏まえまして、敷地面積が1万㎡前後であることや、市有地を候補地の要件とすることから、現在地、金剛中央公園、市民総合体育館、すばるホール、レインボーホールの5つの候補地を抽出いたしました。

3 ページをご覧ください。評価項目・方法ですが、評価項目については敷地概要を整理した上で、『防災性』、『利便性』、『敷地の制約』、『事業の効率性』、『まちづくりの可能性』の5つの視点により、整備場所としての適性の評価を行います。

各候補地の評価は、視点ごとの各項目について、A（庁舎場所として適している）、B（庁舎の場所として概ね適している）、C（庁舎の場所として課題が大きい）の3段階評価を行い、段階に応じて点数化し、全項目における点数の合計を総合評価としております。

4ページが各候補地の評価の概要版で、5ページから7ページが各候補地の具体的な評価を示した一覧表となっております。

8ページをご覧ください、5ページから7ページに記載の各候補地を項目ごとに比較した評価をまとめたものを記載しております。

①の防災性では、浸水想定や推定活断層、緊急輸送路への接続など比較しても、どの候補地も同等の評価で大きな差は見られませんでした。資料6をご覧ください。、1ページから5ページにかけてが、防災性についての資料となります。ご参照下さい。

戻りまして、②の利便性では、アクセス道路は、接続道路の数の違いがありますが、大きな差は見られず、問題のない環境と言えます。公共交通機関までの距離では候補地1の現在地が最も近く、人口重心までの距離は候補地3の市民総合体育館が最も近い結果となっております。

ここで言います『人口重心』とは、市全体を平面とみなし、市民1人1人の重さが同じと仮定した場合、その平面を水平に支える点（重

心の位置)をいいます。つまり、市域内の居住分布を踏まえた「人口中心地」に近い意味合いです。

この利便性の中で、最も大きな違いがある項目は、主要な公共施設との位置関係で候補地1の周辺には税務署を除く警察署・法務局・保健所・府民センター・郵便局・簡易裁判所が徒歩圏内と言われる半径500m以内に立地しており、他の候補地と比べて行政間の事務処理や連携のしやすさの観点から優位であると言えます。資料6をご覧ください。8ページから10ページにかけてが、利便性についての資料となりますので、ご参照下さい。

戻りまして、③の敷地の制約では、どの候補地においても既存建物がありますが、現在地以外の候補地については、既存施設機能の代替施設の確保が必要です。また、用途地域における建物の階数制限や、計画によって建物用途が適合しないなど、庁舎整備の見通しが現時点で困難であり、これらのことから、敷地の制約においては、候補地1が最も制約が少ないと言えます。

④の事業の効率性では、候補地2から候補地5については、関連計画では既存施設機能については『維持』であり、そのため代替施設が必要と考えられることから、移転先の整理など調整に期間を要するため、候補地1に比べますと、他の候補地では移転先の選定や土地の確

保など整備に要する期間が長くなると考えます。

また、どの候補地においても当然、庁舎整備に係る費用が必要となりますが、候補地2から候補地5については代替施設の費用が余計に必要となることから、候補地1が経済性においても有利と考えます。

⑤の『まちづくりの可能性』では、それぞれの場所においての特徴や将来性を考慮しますと、庁舎整備を契機とした、まちづくりへの貢献が一定考えられます。特に候補地1は、旧来から市の中心地として寺内町エリアとも近接しており、富田林としてのまちづくりを今後もけん引していく場所として期待できます。

以上、①から⑤の視点からの評価を考慮しますと、候補地1の現在地が庁舎整備の場所として最も適していると考えております。

「(3) 庁舎規模や整備場所について」は以上です。

(4) 職員アンケート（報告）について

それでは、職員アンケートにつきまして、簡単にですが説明いたします。資料7 庁舎整備に関する職員アンケート報告書を、ご覧ください。

職員アンケートは令和元年11月26日から12月23日の期間で行い、418人から回答をいただきました。

3ページ、問2-1をご覧ください。現在の庁舎で不便・問題があることをお聞きしています。建物が古く老朽化が気になる、トイレが使いづらい、照明や空調などの設備面に不具合があるなどの回答が多く見られました。4ページの間2-2、問2-3では、執務スペースや、打合せスペースの広さについてお聞きしております。どちらも、狭い、充足していないとの回答が6割強を占めております。次に6ページの間2-6の、会議室は充足しているかの質問では、充足していないが全体の6割となり、問2-7、7ページの間2-8の、書庫・倉庫は充足しているかについても、6割強が充足していないと回答しています。8ページの間2-10の更衣室の数は充足しているかについては、充足していないとの回答が約4割、どちらでもないが約3割で、自由意見ではスペースが狭い、暗い、汚い、オープンなスペースで着替えることができないとの回答がありました。次に問2-11の

休憩スペースですが、充足していないとの回答が6割を占めております。

ページを飛ばしまして、25ページの間3-15、庁舎整備に関するご意見・ご要望についての自由意見では、防災・耐震・浸水等に関することが最も多く、26ページからは、その自由意見を項目ごとにまとめております。

今後、この職員アンケートの結果につきましては、部課ごとに集計し、この先の設計業務を行う上で参考とさせていただきます。

「(4) 職員アンケート（報告）について」は以上です。